

議案第 12 号

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員を派遣できる団体に一般社団法人海老名市医師会を加えたいため

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成１６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３） 一般社団法人海老名市医師会

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。